

公益社団法人 会津青年会議所役員報酬規程

第1条 この規程は、公益社団法人会津青年会議所役員の報酬の支給基準について定めるものである。

第2条 正会員の資格を有する役員の報酬等は無報酬とする。

第3条 正会員の資格を有しない監事の報酬は以下のとおりとする。

- (1) 報酬等は、日当による。
- (2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への出席1回につき20,000円を上限に総会の決議を経た額とする。ただし、監事の報酬は、日当20,000円を上限に総会の決議を経て支給する。
- (3) 前項の規定に関わらず、本人が辞退した場合には支給しない。
- (4) 支給の方法は、出席の都度銀行振込による。

第4条 本規定の改廃は、総会の決議による。

附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。